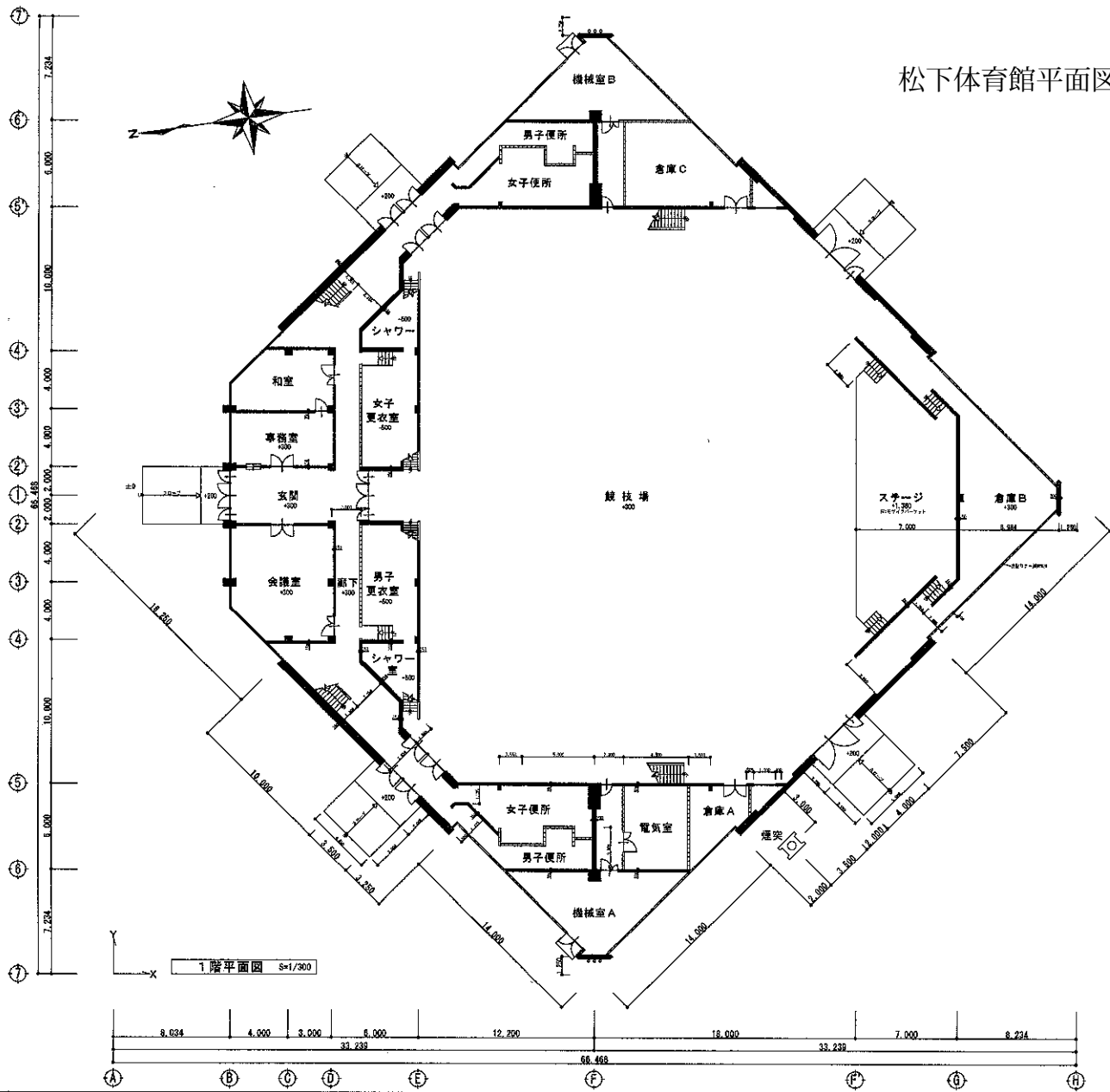
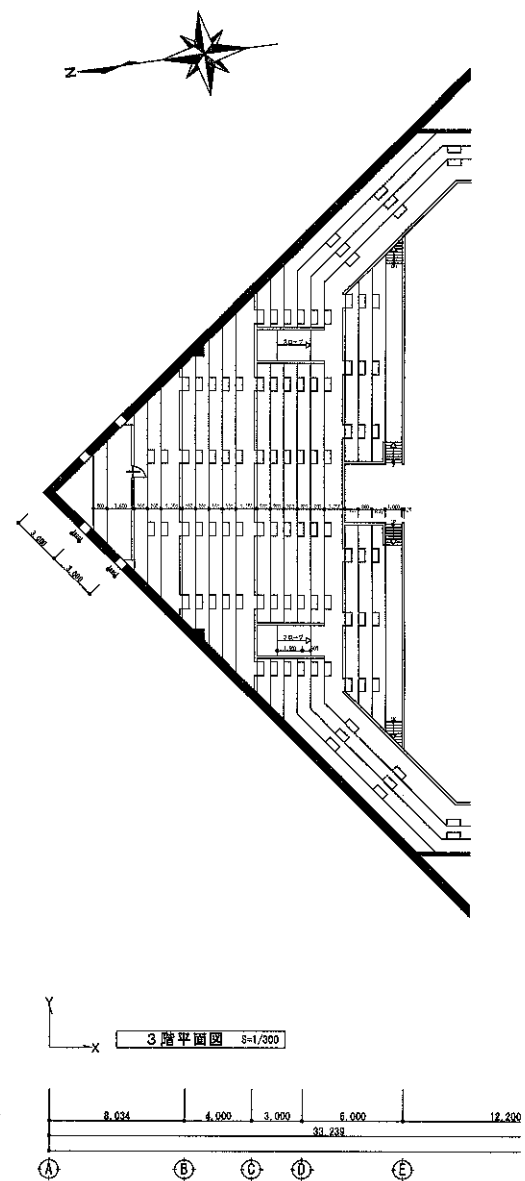
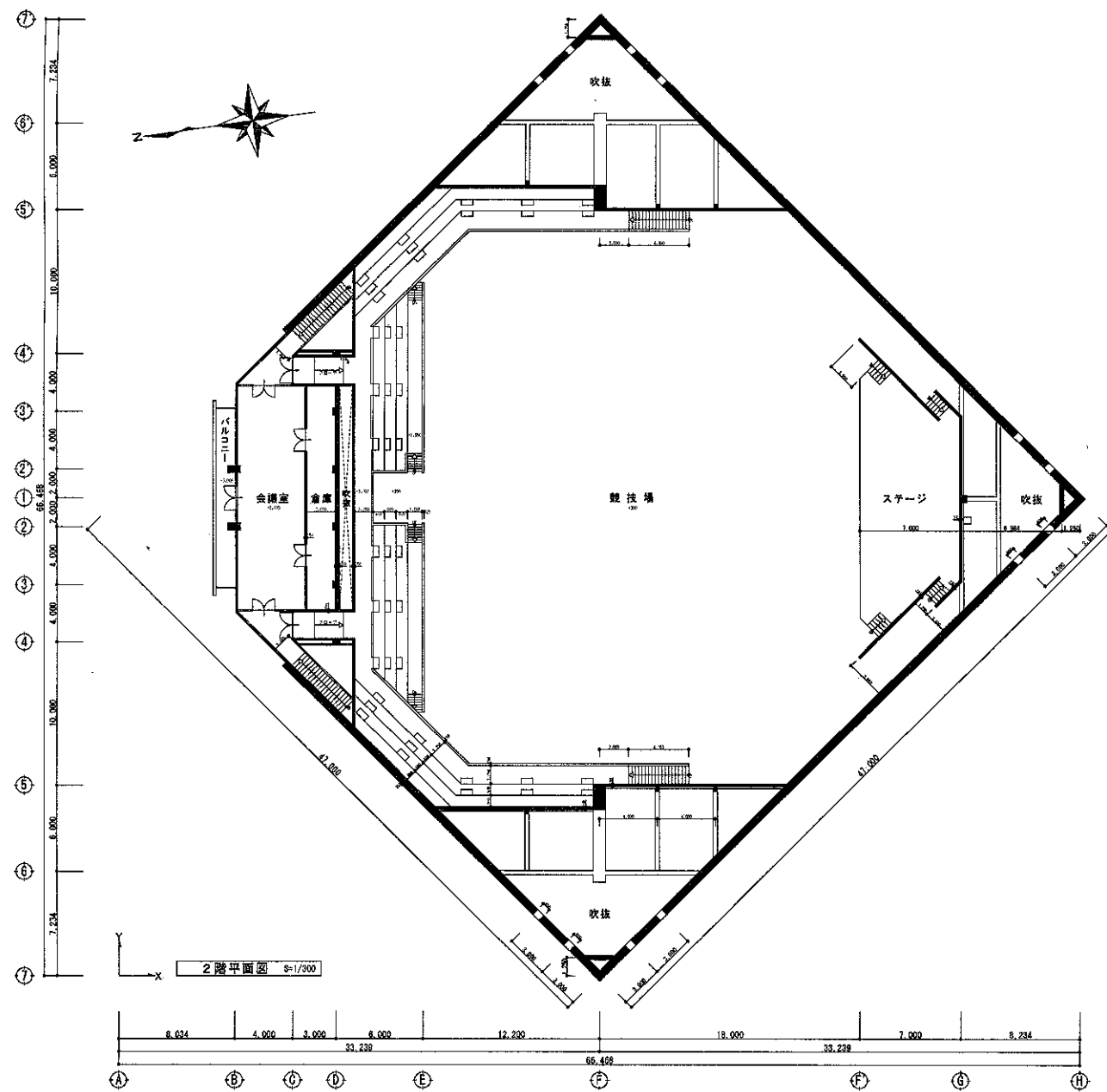


# 和歌山市所管スポーツ施設指定管理者の募集に係る質問に対する回答

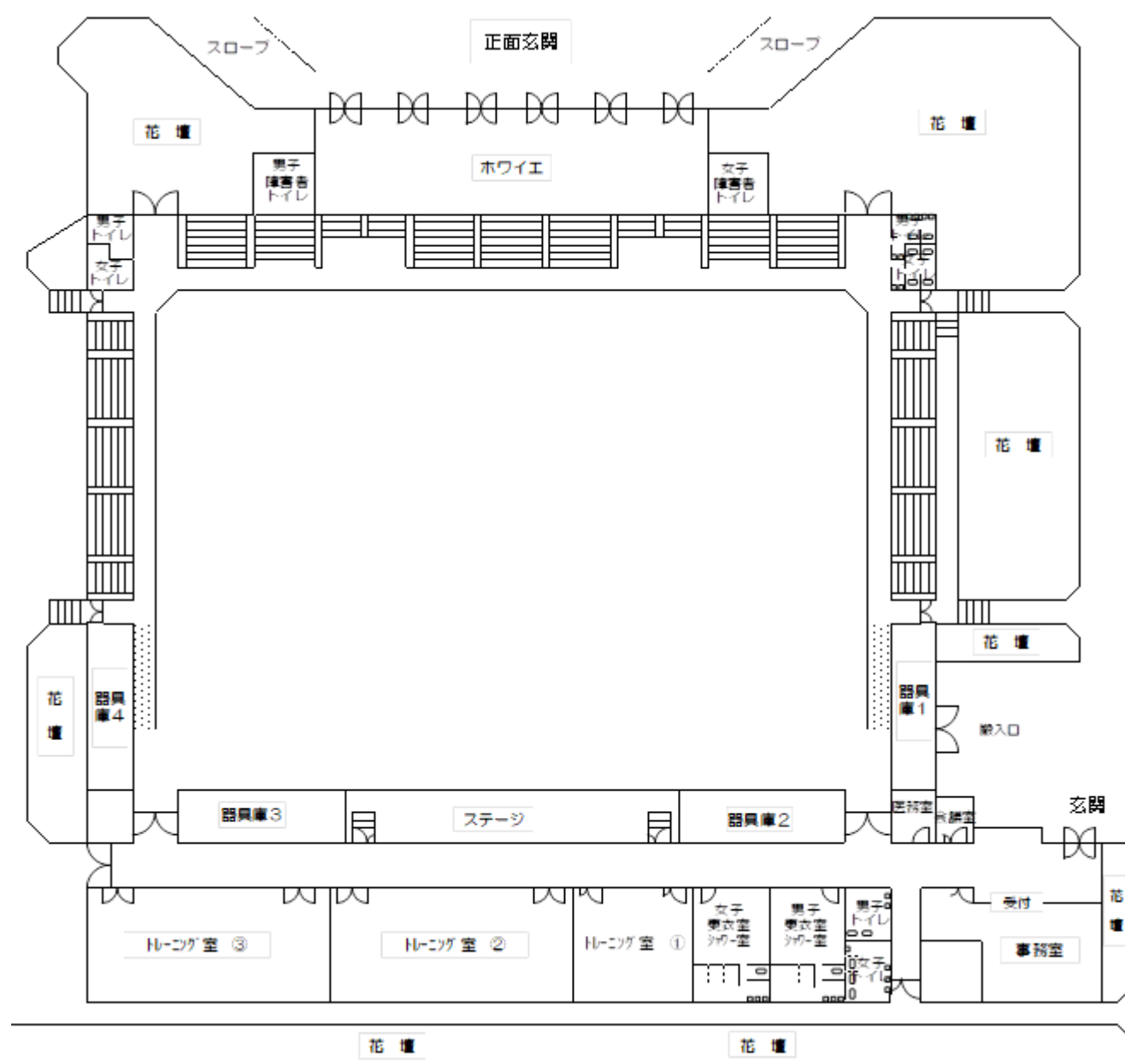
令和8年9月10日現在

| No. | 資料名  | P. | 項目                        | 質問事項                                                                                          | 回答                                                                                                   |
|-----|------|----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 募集要項 | 1  | I 基本事項<br>3. 施設の概要について    | 機械警備のある施設（市民体育館・河南体育館・松下体育館）について、施設の図面は閲覧、公開は可能でしょうか。<br>現在 機械警備がない施設も今後、機械警備を導入予定はありますでしょうか。 | 施設平面図を公開します。（別添）<br>機械警備がない施設に機械警備の導入予定はありません。                                                       |
| 2   | 決算資料 |    | ※備考<br>○業務委託料明細           | 各体育館(松下・市民・河南)の1年間(令和7年度)の機械警備料の内訳をお教えてください。                                                  | R 7 機械警備料の内訳は次の通りです。<br>松下 198,000円<br>市民 203,280円<br>河南 155,760円                                    |
| 3   | 募集要項 | 18 | 1 0 協定の締結<br>(2) 協定保証金の納付 | 共同企業体の場合は、すべての構成団体が、契約時までに、市の競争入札参加資格の有資格者にならないと不納付の対象にならないのか。                                | すべての構成団体が、契約時までに、市の競争入札参加資格の有資格者になるか、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条に該当する場合は不納付となる。（別添：和歌山市契約規則、第34条の運用基準） |

[illegible]



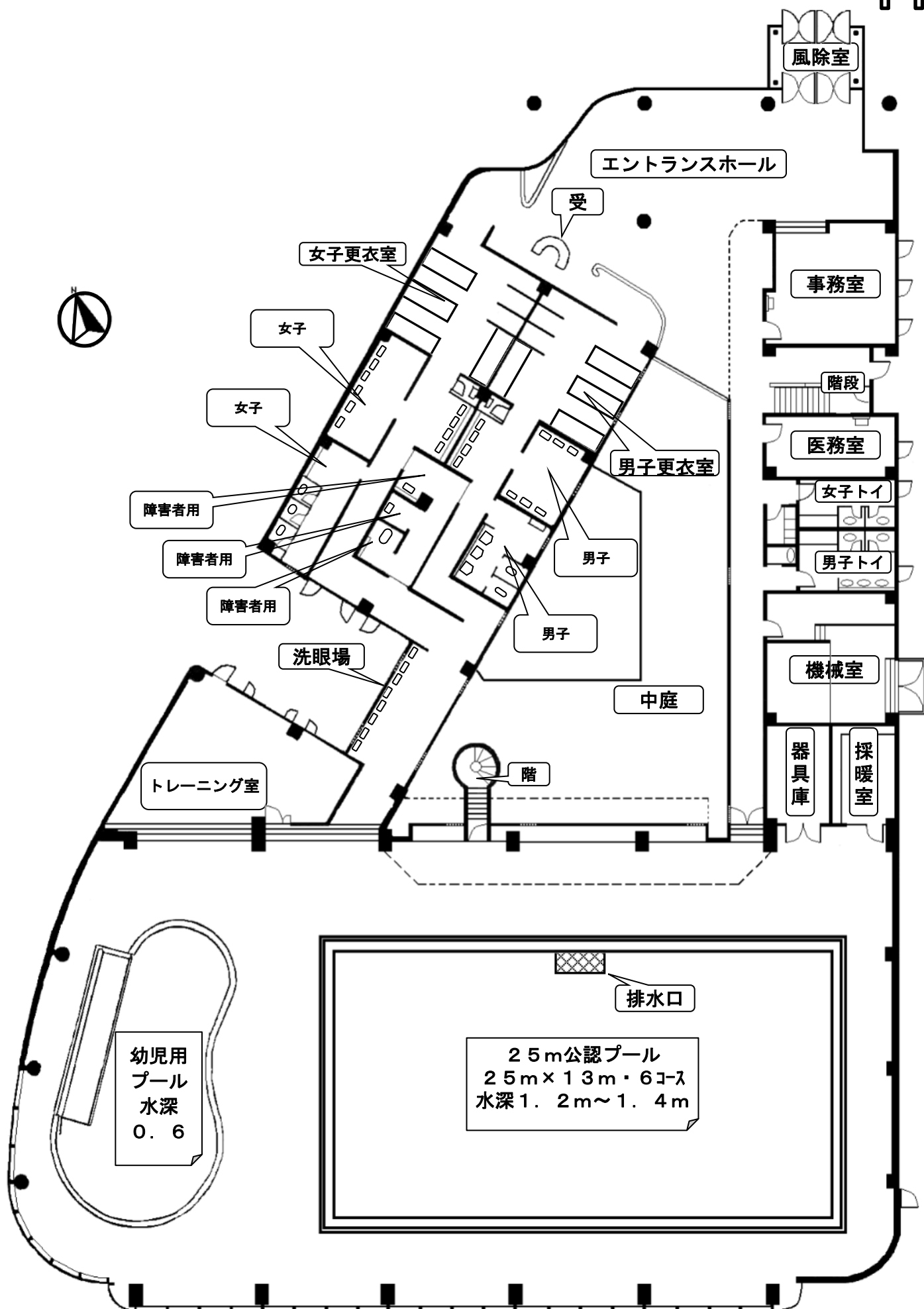
市民体育館平面図

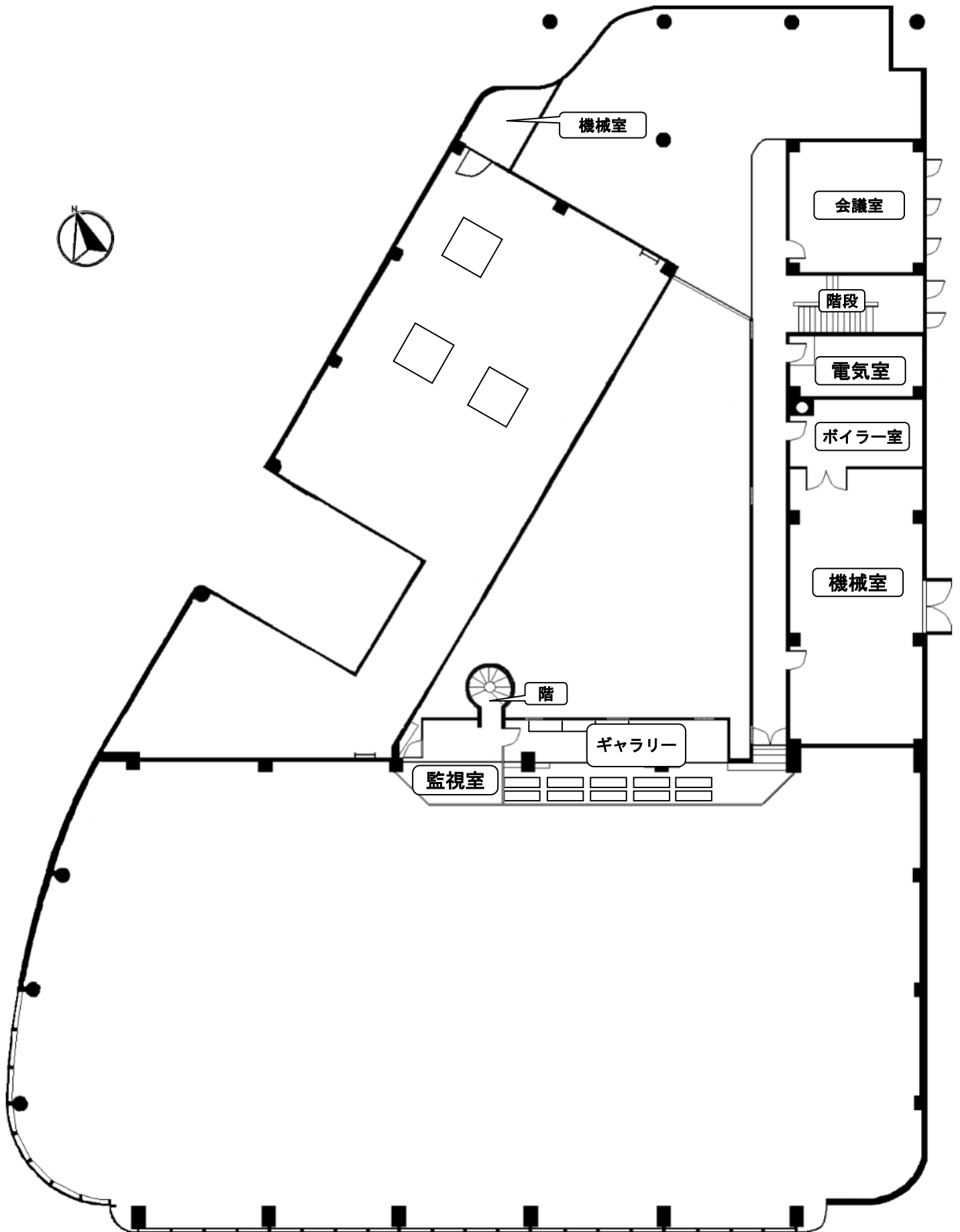




# 和歌山市立市民温水プール平面図

1F





目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札に参加する者の資格（第2条）

第2節 公告及び競争（第3条—第16条）

第3節 落札者の決定等（第17条—第20条）

第4節 電子情報処理組織による一般競争入札の特例（第20条の2・第20条の3）

第3章 指名競争入札（第21条—第23条の2）

第4章 随意契約（第24条—第27条の2）

第5章 せり売り（第28条・第29条）

第6章 契約の締結（第30条—第36条）

第7章 契約の履行（第37条—第39条）

第8章 契約の解除（第40条—第42条）

第9章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が行う契約に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札に参加する者の資格

（入札参加者の資格）

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて本市が行う一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

第2節 公告及び競争

（入札の公告）

第3条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項について公告するものとする。

（1）入札に付する事項



- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す期間及び場所
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項
- (7) 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項
- (8) 契約の締結についての議会の議決の要否
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 郵便による入札書の提出の可否
- (11) 最低制限価格の設定の有無
- (12) その他必要な事項

2 前項の公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、当該期間を5日以内に限り短縮することができる。

(入札保証金の額)

第4条 政令第167条の7第1項の規則で定める入札保証金の額は、入札金額の100分の5に相当する額以上の額（単価による入札にあつては、市長が定める額）とする。

(入札保証金の納付の代替)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金の納付に代えて次に掲げる有価証券を担保に供することができる。

- (1) 国債証券（無記名のものに限る。）
- (2) 地方債証券（無記名のものに限る。）
- (3) 小切手（市長が認める金融機関の自己宛振出小切手又は支払保証小切手に限る。）

(入札保証金の不納付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせないこととすることができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 政令第167条の5第1項の規定により市長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の決定)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格（和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第5条の規定による財産の交換を一般競争入札に付して行う場合にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額）の総額について、当該事項に関する仕様書、設

計画等により予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（調査基準価格の設定等）

第8条 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

- 2 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、当該契約の申込みの価格が公正な取引秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかを決定するものとする。

（最低制限価格の決定）

第9条 市長は、政令第167条の10第2項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の66から100分の92までの範囲内で定めるものとする。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

（予定価格の事前公表）

第10条 市長は、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、予定価格を事前に公表することができる。

（予定価格調書の作成等）

第11条 市長は、予定価格を記載した予定価格調書を作成し、封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、前条の規定により予定価格を入札執行前に公表している場合は、この限りでない。

- 2 調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合は、これらの価格を予定価格に併記しなければならない。

（契約の申込みの無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札における契約の申込みは、無効とする。

- （1）一般競争入札に参加する資格のない者が行った契約の申込み
- （2）同一事項について2以上行った契約の申込み
- （3）違法の行為が介在した契約の申込み
- （4）入札書の記載事項が不明な契約の申込み
- （5）入札書に記名及び押印のない契約の申込み
- （6）その他入札の条件に反して行われた契約の申込み

(入札の方法)

第 13 条 一般競争入札における契約の申込みは、入札書を入札の執行日時までに入札の執行場所に直接提出することにより行わなければならない。

2 入札保証金を要する場合にあっては、前項の入札書に入札保証金を納付した旨を証する書類を添えなければならない。

3 代理人により契約の申込みをしようとするときは、入札の執行前に代理人であることを証する書類を提出しなければならない。

4 市長は、特に必要があるときは、郵便による入札書の提出を認めることができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

(入札に係る行為の取消し)

第 14 条 市長は、入札において違法行為が行われたときは、当該入札に係る行為を取り消すことができる。

(入札の執行の中止)

第 15 条 市長は、入札において違法行為が行われるおそれがあると認めるとき又はやむを得ない事由が生じたときは、当該入札の執行を中止することができる。

(入札の執行の延期)

第 16 条 市長は、特別の理由があるときは、入札の執行を延期することができる。

第 3 節 落札者の決定等

(落札の通知)

第 17 条 市長は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は文書によりその旨を落札者に通知するものとする。

(契約書の提出等)

第 18 条 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に、契約書を市長に交付するとともに契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(議決を要する契約)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、議会の議決を要する契約にあっては、落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に、議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を市長に交付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 市長は、仮契約を締結したものに係る議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を当該契約の相手方に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた仮契約の相手方は、契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。

(入札保証金の返還又は帰属)

第20条 入札保証金は、落札者が決定したとき又は入札に係る行為が取り消されたとき若しくは入札の執行が中止されたときに返還する。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約の締結後に返還する。

2 落札者がその責めに帰すべき事由により契約の締結期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（第5条の規定により入札保証金の納付に代えて担保に供された有価証券を含む。）は、本市に帰属する。

3 第6条の規定により市長が入札保証金を納めさせないこととした者が落札者となった場合において、その者がその責めに帰すべき事由により契約締結期限までに契約を締結しないときは、市長は、その者から落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

#### 第4節 電子情報処理組織による一般競争入札の特例

(定義)

第20条の2 この節並びに第23条の2、第27条の2及び第32条の2において「電子情報処理組織」とは、本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この節において同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による一般競争入札の特例)

第20条の3 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して一般競争入札（公有財産及び物品（和歌山市物品管理規則（昭和51年規則第14号）第2条第1号に規定する備品に限る。次項及び第39条において同じ。）の売払い並びに工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下この条、第23条の2及び第27条の2において同じ。）に係るものに限る。第4項及び第5項において同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して一般競争入札（公有財産及び物品の売払いに係るものに限る。第32条の2において同じ。）を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|           |             |                                                       |
|-----------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 第3条第1項第4号 | 入札執行の日時及び場所 | 入札の期間及び開札の日時                                          |
| 第3条第2項    | 入札期日        | 入札の期間の初日                                              |
| 第4条       | 入札金額の100分の5 | 予定価格の100分の10                                          |
| 第12条第4号   | 入札書の記載事項    | 入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識するこ |

|                       |             |                                                                               |
|-----------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|                       |             | とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)をいう。次号において同じ。)に記録された事項 |
| 第 1 2 条第 5 号          | 記名及び押印      | 記名に相当する電磁的記録                                                                  |
| 第 1 7 条               | 口頭          | 当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録                                                |
| 第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項 | 7 日         | 1 5 日                                                                         |
| 第 2 0 条第 1 項ただし書      | 契約の締結後に返還する | 当該落札者から申出があった場合で市長が適当と認めるときは、契約保証金に充てるものとする                                   |

3 前項（同項の表第 4 条の項、第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項の項及び第 2 0 条第 1 項ただし書の項を除く。）の規定は、第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して一般競争入札（工事等に係るものに限る。）を行う場合に準用する。この場合において、前項の表第 3 条第 2 項の項中「入札の期間の初日」とあるのは「開札期日」と、同表第 1 7 条の項中「記録」とあるのは「記録、口頭又は文書」と読み替えるものとする。

4 第 1 3 条の規定は、電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札については、適用しない。この場合において、電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札に係る入札の方法については、市長が別に定める。

5 電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札に参加する者は、当該者と保証銀行等（銀行その他市長が相当と認める者をいう。以下この項において同じ。）との間において、当該者に係る入札保証金に相当する現金を市長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（市長が別に定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を市長に提出することにより入札保証金の納付に代えることができる。

### 第 3 章 指名競争入札

#### （指名競争入札参加者の登録）

第 2 1 条 指名競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する期間内に入札参加資格に関する申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、遅滞なく当該申請に係る審査を行い、入札参加資格を有すると認めた者について競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

3 前項の規定による競争入札参加有資格者名簿の登録の有効期間は、市長が別に定める。

4 競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、関係書類を添えてその旨を速やかに市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、随時に同項の規定による申請を受理することができる。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

第22条 市長は、指名競争入札に付するときは、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者のうちから入札に参加する者を原則として3人以上指名するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名した者に対して第3条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をする日と入札期日との間には、少なくとも次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数以上の期間を置かななければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、第2号及び第3号に定める期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が1件5,000,000円未満のもの 3日

(2) 予定価格が1件5,000,000円以上50,000,000円未満のもの 10日

(3) 予定価格が1件50,000,000円以上のもの 15日

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第2条及び第4条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による指名競争入札の特例)

第23条の2 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して指名競争入札(工事等に係るものに限る。以下この条において同じ。)を行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して指名競争入札を行う場合における第22条の規定の適用については、同条第3項中「入札期日」とあるのは、「開札期日」とする。

3 第21条、前項の規定により読み替えて適用される第22条及び前条に定めるもののほか、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う指名競争入札による契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の額)

第24条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 2,000,000円

(2) 財産の買入れ 1,500,000円

- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

(発注の見通しに関する事項等の公表)

第24条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定が適用される物品又は役務の調達（以下この条において「適用調達」という。）が見込まれるときは、当該適用調達の見通しについて、次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 適用調達の概要
- (3) 調達の場所
- (4) 契約期間
- (5) 見積書を徴取する時期

2 市長は、前項の規定により公表を行った適用調達について、見積書を徴する相手方を選定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 契約期間
- (3) 見積書を徴する相手方の名称及び選定理由
- (4) 見積書の徴取方法

3 市長は、前項の規定により公表を行った適用調達に係る契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 適用調達の名称
- (2) 見積結果
- (3) 契約の相手方の名称及び選定理由
- (4) 契約締結日

4 前3項の規定による公表は、閲覧所を設け、閲覧に供する方法によるものとする。

(予定価格の決定)

第25条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じ予定価格を定める。この場合において、第11条の規定による予定価格調書の作成は、その必要がないと特に認めるときは、省略することができる。

(見積書)

第26条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

(2) 災害の発生等により緊急を要するとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が2人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴することを省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。

(3) その他市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(契約書の提出等)

第27条 契約の相手方は、契約を締結する旨の通知を受けた日から7日以内に契約書を市長に交付するとともに契約保証金を納めさせないこととした場合を除き、契約保証金を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(電子情報処理組織による随意契約の特例)

第27条の2 市長は、必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用して随意契約の相手方の決定(工事等に係るものに限る。次項において同じ。)を行うことができる。

2 第24条から前条まで(第24条の2を除く。)に定めるもののほか、前項の規定により電子情報処理組織を使用して行う随意契約の相手方の決定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 せり売り

(せり売りにおける入札保証金の額)

第28条 せり売りにおける政令第167条の7第1項の規則で定める入札保証金の額は、市長が定める額とする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第29条 第2条、第3条、第5条、第6条、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第20条(第3項を除く。)の規定は、せり売りの場合について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあり、及び「入札」とあるのは「せり売り」と、「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の14において準用する政令第167条の5第1項」と読み替えるものとする。

## 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第30条 市長は、契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的



- (2) 契約金額
  - (3) 履行期限
  - (4) 契約履行場所
  - (5) 契約保証金に関する事項
  - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
  - (7) 監督及び検査
  - (8) 債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金
  - (9) 危険負担
  - (10) 契約不適合責任
  - (11) 契約に関する紛争の解決方法
  - (12) その他必要な事項
- (契約書の省略等)

第31条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、当該契約が役務の調達に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 契約金額が500,000円を超えないとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 随意契約において市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約書の作成を省略した場合において、契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該契約の相手方に当該契約の履行を約した書類を提出させるものとする。

(契約保証金の額)

第32条 政令第167条の16第1項の規則で定める契約保証金の額は、その者の契約金額の10分の1に相当する額以上の額（単価契約にあつては、市長が定める額）とする。

(電子情報処理組織による一般競争入札により締結する契約に係る契約保証金の額の特例)

第32条の2 電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札により締結する契約に係る契約保証金の額についての前条の規定の適用については、同条中「その者の契約金額の10分の1に相当する額以上の額（単価契約にあつては、市長が定める額）」とあるのは、「入札保証金の額に相当する額」とする。

(契約保証金の納付の代替)

第33条 契約の相手方は、第5条各号に掲げる有価証券その他確実と認められる担保で市長が定めるものを契約保証金の納付に代えることができる。

(契約保証金の不納付)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の相手方に契約保証金を納めさせないこととすることができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間で本市を被保険者とする契約の履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社との間で履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 政令第169条の7第2項の規定により確実な担保の提供を徴して、延納の特約をするとき。
- (5) 物品の売払契約において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が1,000,000円以下であるとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるとき。
- (8) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

(権利義務の特定承継等の禁止)

第35条 市長は、契約の相手方に契約によって生ずる権利又は義務を第三者に承継させ、又は担保に供させてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合にあっては、この限りでない。

第36条 損害賠償に関しこの規則と定めるところと異なる定めをしたときは、その異なる定めによるものとする。

## 第7章 契約の履行

(履行期限の延長)

第37条 契約の相手方は、その責めに帰することができない事由により契約の履行期限までにその債務を履行できないときは、当該事由を明記した文書により当該期限の延長を求めることができる。

- 2 市長は、前項の請求があった場合において、適当と認めるときは、相当の期間を定めて当該期限の延長を認めるものとする。

(部分払)

第38条 市長は、契約の相手方が債務の履行を完了する前であっても、債務が履行された部分に係る代金の全部又は一部を支払うことができる。ただし、工事の請負契約にあっては、契約金額が1,000,000円以上のものに限る。

- 2 前項に規定する支払（以下「部分払」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（前払金を支払われている場合にあっては、前払金額を契約金額で除して得

た率を債務が履行された部分の代金に乗じて得た額を当該各号に定める額から控除した額) を超えることができない。

(1) 工事又は製造その他の請負契約(契約の相手方の債務が可分であるものを除く。) 債務が履行された部分に係る代金額の10分の9に相当する額

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 債務が履行された部分に係る代金額の全額

3 部分払の回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない範囲とする。

(1) 10,000,000円未満 1回

(2) 10,000,000円以上30,000,000円未満 2回

(3) 30,000,000円以上50,000,000円未満 3回

(4) 50,000,000円以上100,000,000円未満 4回

(5) 100,000,000円以上 5回

(契約保証金の返還)

第39条 契約保証金は、その保証する契約により本市が取得する債権が存続しなくなったときに、これを返還する。ただし、本市が公有財産又は物品の売払代金に係る債権を有する場合において、契約の相手方から申出があり、かつ、当該相手方が当該売払代金の額から当該相手方が納付した契約保証金の額を控除した金額を納付したときは、市長は、当該契約保証金を当該債権の弁済に充てることができる。

## 第8章 契約の解除

(契約の解除)

第40条 市長は、民法(明治29年法律第89号)第541条及び第542条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) あらかじめ解除権を留保しておいたとき。

(2) 契約の相手方が政令第167条の4第2項第4号の規定に該当したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約に違反したとき。

第41条 契約の相手方は、民法第541条及び第542条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) あらかじめ解除権を留保しておいたとき。

(2) 本市の都合による契約の変更のため契約金額が当初の額の3分の1以下になるとき又は債務の履行期間が当初の契約期間の2分の1(当該契約期間の2分の1が6月以上のときは、6月)以下になるとき。

(契約解除に伴う措置)

第42条 市長は、第40条の規定により契約を解除した場合は、履行済みの部分に対し市長が適当と認める金額を交付し、当該履行済みの部分等を引き取ることができる。

- 2 第40条（第1号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は、本市に帰属する。
- 3 市長は、第40条（第1号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、契約保証金が納付されていないとき又は契約保証金の額が契約金額の10分の1に満たないときは、契約金額の10分の1に相当する額又は当該10分の1に相当する額と既納の契約保証金との差額を違約金として徴収するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、その解除の事由が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができないものによるものであるときは、この限りでない。

#### 第9章 雑則

第43条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則抄

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月17日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市契約規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行う入札の公告に係る一般競争入札について適用し、同日前に行った入札の公告に係る一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月２５日）

- １ この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の和歌山市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う契約について適用し、同日前に行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月３１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

## 和歌山市契約規則第34条の運用基準

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「規則」という。）第34条第7号及び第8号の運用については、次のとおりとする。

### 1 規則第34条第7号に規定する用語の定義

- （1）「公共団体」とは、土地改良区、水害予防組合のように、普通地方公共団体以外の公法人で一定区域の一定の資格要件を有する者によって構成されるものをいう。
- （2）「公共的団体」とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団のように公共的活動を営むものをいい、法人であると否とは問わない。

次に掲げるものは、公共的団体に含むものとする。

ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条に基づき認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）

### 2 規則第34条第8号を適用できる条件

次に掲げる事項をすべて満たすとき又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が特に認めるとき。

- （1）過去2箇年において次に掲げる税目のすべてについて未納の額がないことを納税証明書の提出により確認することができたとき。

ア 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税

イ 市民税又は法人市民税及び固定資産税

- （2）過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行していること。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。